

1) 航空機との衝突

航空機との衝突については、現石垣空港においては職員が車両で巡回するなどの鳥衝突防止対策がとられており、新空港においても同様の対策が講じられることから、個体群の減少につながるような頻繁な衝突が生じるものではないと考えられる。

また、供用後も空港周辺を利用すると考えられるチュウサギについては、事業実施区域周辺に広く生息しているものと考えられ、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響は極めて小さく、環境影響の程度は低減されている。

③飛行場の施設の供用

ア) 空港利用車両の走行による騒音

重要な鳥類の繁殖地点における空港利用車両の走行による騒音レベルは、注意したほうが無難であるとした60dBを大幅に下回っており、空港利用車両の走行による騒音が重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は極めて小さく、環境影響の程度は低減されている。

イ) 照明施設の設置

航空障害灯については夜間に点灯されるが、これは波長の長い赤色灯であり、昆虫類の一般的な生態として、波長の長い赤色は見えないことが知られていることから、重要な種の生息状況に及ぼす影響は極めて小さいと判断される。進入灯及びエプロン照明については、空港照明の運用時間は現空港同様に21時までを想定していることから、影響のある時間は短く、重要な種の生息状況に及ぼす影響は極めて小さいと判断される。駐車場等の外灯については、事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮として、「光害対策ガイドライン」に準拠し、誘虫性が低く、漏洩光を抑制し、指向性等を考慮した照明器具を使用することとしており、さらに現空港同様に夜間は22時頃までの点灯となることから重要な種の生息状況に及ぼす影響は極めて小さく、環境影響の程度は低減されている。

ロ) 空港利用車両によるロードキル等

空港利用車両によるロードキル等については、現況においては重要な種のロードキルは確認されておらず、事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮として、動物の横断についての注意看板を設置することなどから、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は極めて小さい。また、側溝への転落については、供用後は現況の国道390号と同様の側溝が設置されることから新たな影響が生じるものではなく、環境影響の程度は極めて小さい。以上のことから、環境影響の程度は低減されている。

2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

(1) 環境保全の基準又は目標

沖縄県環境基本計画の中の「事業別環境配慮指針」として「飛行場の設置又は変更の事業」において、「その他、当該事業の実施に当たり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する」と記載されており、これを環境保全の基準又は目標とする。